

全保協ニュース

[協議員情報]

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）【第 14 版】が発出…………… 1
- ・保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議について …… 5
- ・平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について ……………… 6

子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）【第 14 版】が発出

平成 28 年 10 月 19 日付で、「子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）【第 14 版】」が発出されました。

第 14 版では、「保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合の取扱い」や「利用定員の変更についての取扱い」等が掲載されたほか、事業計画の中間年の見直しについて、国で基本的考え方を整理している旨が記載されました。

新規に掲載または修正された事項は以下の通りです（No.は FAQ の通し番号）。

8 自治体向け FAQ【第 14 版】平成 28 年 10 月 19 日※下線部分は修正・追記箇所。その他は、すべて新規事項。

No.	事項	問	答
8	事業計画（中間年の見直し）	子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、今後、国から方法・時期等を示す予定はありますか。	<p>基本指針において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当初の計画で定めた教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合、計画期間の中間年（第 1 期の計画については平成 29 年度）を目安として、必要な場合には、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされております。</p> <p>現在、国において自治体における事務負担等に配慮しつつ、中間年の見直しに当たっての基本的な考え方について整理しているところです。</p>
45	保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得な	①例えば 1 日 8 時間・1 か月 14 日勤務の場合のように、1 か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては 8 時間を超えて施設を利用	<p>保育必要量の認定に当たっては、1 か月当たりの就労時間が 120 時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120 時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。</p> <p>①一方で、ご指摘の例のように 1 か月の就労時間は 120 時間に満たないものの、1 日の就労時間が 8 時間</p>

	い場合の取扱い	<p>せざるを得ない場合、延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避けるため、市町村の判断により保育標準時間認定を行うことは認められますか。</p> <p>②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯(例えば午前9時～午後5時)を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。</p> <p>③この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。</p>	<p>以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。</p> <p>②また、ご指摘の例のように、1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えます。(ただし、保育短時間認定に係る利用時間帯が利用者の就労実態を踏まえ、適切に設定されていることが前提です。)</p> <p>③この他、①②に当てはまらないケースであって、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても保育標準時間として認定しても差し支えありません。</p> <p>なお、就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると市町村が認める場合については①に該当します。</p>
113	利用定員の変更について	<p>1号認定の利用定員を減少させ、その分、2号認定の利用定員を増加させるなど際、施設全体としての利用定員に変更がない場合でも子ども・子育て支援法に基づく申請・届出が必要なのでしょうか。</p> <p>また、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(運営基準)において、特定教育・保育施設等は、3号認定について、満1歳未満児の利用定員と満1歳以上児の利用定員を区分して定めることとされていますが、3号認定全体の利用定員を変更せずに、満1歳未満児と満1歳以上児の利用定員数の内訳を増減させる場合はどのような手続きが必要でしょうか</p>	<p>施設全体としての利用定員に増減がない場合でも、認定区分ごとの利用定員の増加・減少が生じる場合には、子ども・子育て支援法第32条第1項の規定による申請(増加の場合)、第35条第2項の規定による届出(減少の場合)が必要となります。なお、減少の場合は、利用定員の減少の日の三か月前までに届け出なければいけません。</p> <p>また、3号認定全体の利用定員を変更せずに、満1歳未満児と満1歳以上児の利用定員数の内訳を変更する場合には、子ども・子育て支援法第32条及び第35条の規定による申請及び届出は不要ですが、あらかじめ利用者(利用予定者を含む。)に説明を行い理解を得ておくことが望まれます(各施設の判断で、他の年齢区分ごとに利用定員の内訳を定めている場合についても同様)。</p>

317	地域子育て支援拠点事業について	<p>地域子育て支援拠点事業について、実施要綱の4. 実施方法②一般型イ. 実施場所（ア）では「公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場所として適した場所」とありますが、これらの他にどのような場所で実施することが可能でしょうか。例えば、幼稚園や認定こども園で事業を実施することは可能でしょうか。</p>	<p>実施要綱に例示した場所に限らず、子育て親子が集う場として適した場所であれば、地域子育て支援拠点事業の実施場所とすることができます。</p> <p>幼稚園・認定こども園は、教育・保育に関する専門性を活かして、従前から、地域における幼児期の教育・保育のセンターとして子育て家庭の保護者等に対する支援（各種講座の開催、教育相談事業の実施、親子登園など未就園児教室の実施等）を行ってきており、その知識・経験を有効活用する観点から、本事業の実施場所とすることが考えられます。</p> <p><u>なお、幼稚園・認定こども園における子育て支援活動については、私学助成の「子育て支援推進経費」（幼稚園の子育て支援活動の推進）を活用することも可能であり、各自治体におかれでは、地域及び各園の実情に応じ、積極的な対応をお願いします。</u></p>
320	病児保育の広域利用	<p>病児保育を利用する際、居住地市町村以外の病児保育を利用することは可能ですか。その際、どのようなことに留意する必要がありますか。</p>	<p>病児保育について、居住地に利用できる施設があるとは限らないため、広域的な利用ニーズに応えていく必要があります。</p> <p>このため、市町村間ではあらかじめ広域利用があつた場合の費用負担について十分に協議していただくことが基本となります。以下のような対応を考えられます。</p> <p>①一定数の利用者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、市町村間において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。 (なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。)</p> <p>②複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。</p> <p>③(①、②に該当しないような)急遽利用があった場合など、事後的に利用実績を把握した場合、費用負担の調整を市町村間で行ってください。</p> <p>都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行ってください。</p>
321	放課後児童健全育成事業	<p>開所日数加算について、交付要綱では「(年間開所日数-250日)×15,000円（1日8時間以上開所する場合）」とされていますが、平日についても1日8時間以上開所しなくてはならな</p>	<p>小学校の年間授業日数や長期休暇期間等における平日の日数等を勘案し250日と設定しており、この日数を超えてクラブを開所する場合に開所日数加算の対象となる。</p> <p>このため、開所日数加算の対象となる開所日が長期休暇期間等に当たることを想定し、交付要綱では「(年</p>

		いのでしょうか。	間開所日数-250 日) × 15,000 円 (1 日 8 時間以上開所する場合)」としているところであり、平日について 1 日 8 時間以上の開所を必要としているものではない。
322	放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業)	放課後児童クラブ設置促進事業における「既存施設の改修」とは、どの程度の改修を想定しているのでしょうか。	床板やカーペットの張り替え、壁紙のはり替えなどの軽微な改修を想定している。建物の構造を変えるような改修や、建物の効用を増加させるような改修は放課後児童クラブ設置促進事業の補助対象外となる。
323	放課後児童クラブ運営支援事業(障害児受入推進事業)	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置しましたが、年間を通して障害児の利用がなかった場合、補助対象となるのでしょうか。	障害児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童指導員等を配置していれば、結果として障害児の利用がなかった場合でも補助対象となる。
324	放課後児童クラブ運営支援事業(土地借料補助)	土地借料の補助対象となる期間はいつになるのでしょうか。	工事契約日以降から放課後児童クラブを開所するまでの期間における土地借料が補助対象となる。
325	放課後児童支援員等処遇改善等事業	平成 27 年度に賃金改善を図り、国庫補助の対象となりましたが、平成 28 年度も国庫補助の対象となるには、更なる賃金改善をしなくてはならないのでしょうか。	平成 25 年度の賃金と比較して、賃金改善がされていれば補助対象となるため、平成 27 年度の賃金と比較する必要はない。
326	一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価	園の行事等のため、休日(土日祝)を営業日に、平日を休業日に振り替えている場合、一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価における「平日」と「休日」の取扱いはどのようになるのでしょうか。	園の行事等のために営業日の振替えを行っている場合、振替え後の取扱いに合わせることになります。例えば、日曜日を営業日に、翌日の月曜日を休業日に振り替えている場合、日曜日は「平日」、月曜日は「休日」の単価が適用されます。
327	一時預かり事業(幼稚園型)の利用料の設定	休日や長期休業中の利用料を平日と変えることは可能でしょうか。	利用料については、市町村又は各園で自由に設定していただくものですので、日によって利用料を変えることは差し支えありませんが、その理由を含め、あらかじめ利用者にしっかりと説明を行うことが望まれます。
400	マイナンバー関連	保護者からの支給認定について、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、事業者は必ず「行政手続における特定の個	事業者を経由して市町村へ申請を行う場合であっても、個人番号が記載された申請書類等を密封した(施設等で確認等を行わない)まま市町村に提出する場合には、当該事業者は、番号法における「個人番号関係事務実務者」に該当せず、本人確認を行う必要は

	<p>人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）における「個人番号関係事務実施者」に該当し、申請者に対する本人確認を行わなければならぬことになるのですか。</p>	<p>ありません。</p> <p>この場合、市町村が申請者の本人確認を行うことになりますが、市町村による本人確認については、申請者本人の身分証明証の写し等の添付や電話による対応も可能とされています。詳細については、各自治体の番号制度主管課にお問い合わせ願います。</p>
--	---	---

FAQ の内容は、内閣府ホームページからご覧いただけます。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>Q&A 集
○<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議について

厚生労働省は、平成 28 年 10 月から「保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議」を実施しています。

本会議の背景には、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在 4 万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う」とされている状況があります。

また、「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」（平成 28 年 8 月 2 日社会保障審議会児童部会保育専門委員会）においても、職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実を図ることが課題とされていることから、これらをふまえ、保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、保育士のキャリアアップにつながる研修体系や研修システムの構築について、検討されているものです。

調査研究では、①保育士のキャリアパスや研修体系に関する先行研究・都道府県等における先行事例の調査・収集、②有識者や関係団体等で構成する調査研究協力者会議を開催し、保育士のキャリアパスを構築するための研修体系及び研修実施体制について検討、③調査研究協力者会議の最終まとめを踏まえたシンポジウムの開催が予定されています。

調査研究協力者会議は平成 28 年末までに全 4 回が予定され、第 1 回が 10 月 11 日、第 2 回が 10 月 31 日に開催され、次回第 3 回（11 月 24 日）で研修体系について中間まとめ（案）が示され、研修の実施体制を含めた最終まとめを 12 月下旬までに行うこととされています。なお、会議には全保協 小島 伸也副会長が参加しています。

本調査研究事業の概要ならびに、地方公共団体及び保育団体における「保育士の研修体系に関する調査」結果が資料として配布されていますので、別添をご参考ください。

平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について

厚生労働省は、11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を行っています。

平成 28 年度においても、「児童虐待防止推進月間」実施要綱に基づき、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取り組みを全国的に実施することとして、全国保育協議会も参画する児童虐待防止対策協議会に対して周知協力依頼がありました。

つきましては、関係者等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼にご配意ください。

「児童虐待防止推進月間」の詳細は、別添の実施要綱をご参照ください。

【平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」標語】

『さしのべて あなたのその手 いちはやく』

※全国から 7,034 作品（有効応募総数）の応募